議案第22号

財産の処分について議決を求める件

財産の処分について、鹿児島県財産に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議決を 求める。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

次のとおり財産を処分する。

1 財産の種類,面積及び所在地

種	類	面	積	所	在	地
土	地	90, 77	9平方メートル	姶良郡湧水町木場字花ノ木3102番及び字踏切		
				3557番 1		

- 2 処分金額 270,000,000円
- 3 処分の相手方 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 三菱地所株式会社

(提案理由)

鹿児島県立栗野工業高等学校跡地を処分しようとするものである。